

IV. 学校法人の業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の整備及び運用状況の概要

(1) 関係する決議の概要

- ① 令和7年1月25日理事会決議
内部統制システムの整備に係る学園規則等の制定、改定及び廃止について
- ② 令和7年3月22日 評議員会諮問及び理事会決議
内部統制システムの整備に係る学園規則等の制定及び改定について
- ③ 令和7年6月7日 理事会決議
内部監査室の設置について
- ④ 令和8年3月7日 常任理事会決議
内部通報窓口の設置について

(2) 体制整備及び運用状況の概要

- ① 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「内部統制システム整備の基本方針」の制定（上記(1)①）
 - ・「理事会運営規則」の改定（上記(1)①）
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「文書管理規則」の改定（上記(1)①）
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「リスク管理基本規則」の制定（上記(1)①）
 - ・令和7年度第1回リスク管理委員会 開催（令和8年2月7日）
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「理事職務権限規則」の制定（上記(1)①）
- ⑤ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「コンプライアンス規則」の制定（上記(1)①）
 - ・「コンプライアンス推進委員会規則」の制定（上記(1)①）
 - ・令和7年度第1回コンプライアンス推進委員会 開催（令和8年2月7日）
 - ・「内部監査規則」の制定（上記(1)①）
- ⑥ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他監事への報告に関する体制
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「内部公益通報規則」の改定（上記(1)①）
 - ・内部通報窓口の開設（令和8年3月17日）
- ⑦ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「監事監査等職務規則」の改定（上記(1)②）
- ⑧ その他体制整備にかかる規則の制定及び改定
以下の規程を整備し、当該規程に基づいて運用している。
 - ・「常任理事会規則」の改定（上記(1)①）
 - ・「評議員会運営規則」の制定（上記(1)②）
 - ・「役員及び評議員の報酬等に関する規則」の改定（上記(1)②）